長野県行政機構審議会(第7回)議事録

○開催日時 平成28年8月4日 (木) 午前10時~

○開催場所 長野県庁特別会議室

〇出席委員 樋口委員 大槻委員 織委員 北村委員 腰原委員 才川委員

清水委員 中條委員 中山委員 羽田委員 三木委員 山浦委員

山田委員

○県出席者 小林総務部長 井出行政改革課長

1 開 会

(事務局)

それでは定刻でございます。ただいまから、第7回の長野県行政機構審議会を開会させていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ、またお暑い中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、県の行政改革課の根橋幸夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は13名の委員の皆様にお集まりをいただいておりますけれども、岡田委員、大石委員におかれましては、所用によりご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

なお、今回から町村会を代表いたしまして、新たに長和町長の羽田健一郎様にご参加を いただいておりますので、ごあいさつを頂戴したいと思います。それでは、羽田様、よろ しくお願いします。

(羽田委員)

皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました、長野県町村会の副会長を務めております羽田でございます。下條の伊藤村長さんが7月24日で退任をされましたので、そのかわりに委員にということでお受けをいたしました。ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

それではこれより議事に入っていただきますけれども、進行につきましては、審議会条例第6条に基づきまして、樋口会長にお願いいたします。それではお願いいたします。

2 議 事

(1) 現地機関の見直しについて

(樋口会長)

これより私が議事を進行させていただきます。本日も実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題はお手元に配付した次第のとおりでございますが、第3として、本審議会としての「答申案」をご議論いただくこととしております。本日の審議におきまして、この答申に大きな異論がない場合には、本審議会の審議を、今回をもって終了とさせていただく予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事の(1)現地機関の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

行政改革課長の井出でございます。私から資料1について、説明をさせていただきたいと思います。こちらは、前回の審議の中で、現地機関がどういった姿になっていくのかということを、なるべく具体的に明らかにしてもらいたいというお話がございましたので、これまでの審議の経過、検討の方向性を踏まえまして、事務局といたしまして、こういう現地機関になっていくということを、現時点でまとめさせていただいたものでございます。

それでは2ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、新たに設ける地域振興局が取り組む「横断的な課題」の解決に向けた連携のイメージということでございます。 資料の左側ですが、これまでは、本庁部局とそれぞれの現地機関と、あるいは地方事務所の各課との縦のつながりが強く、現場の課題に横断的に対応していく上では連携が弱いという面がございました。この点は、市町村アンケートの結果、あるいは職員の討議の中からも浮かび上がってきた課題でございます。

見直し後、右側でございます。地域振興局が現地機関の中心となって現地機関の相互連携を強化してまいります。そのため、地域振興局に企画振興課を新設し、地域の課題に幅広く対応、速やかな解決を目指してまいります。また、本庁では、地域振興局に対するサポート体制を強化いたしまして、その取組を支援していくこととしたいと思っております。

図の中で右側の上のほうですね。現地では、地域振興局の中で新しく設ける企画振興課が、右側に向けて「横断的な課題」を調整という矢印を延ばしておりますけれども、地域振興局の局内だけでなく、ほかの保健福祉事務所や建設事務所に対しても、調整をいたしました上で課題を解決していく、そういった組織として運用していきたいと考えているところでございます。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、今の2ページの参考という ことで、その業務の進め方についての資料でございます。左側にありますように、現地機 関の長による調整、これは局長の判断により場を設定していきたいというふうに考えておりまして、頻度や集まる範囲についても局長の判断と考えております。

また、地域振興に関しては、企画振興課が連携の中心となるわけですが、局内の課あるいはほかの事務所の連携を担当する職員も、この企画振興課の職員として兼務をし、あるいは任命権者が違う場合には併任をかけ、連携をしていくことを考えております。

右側に、事前準備で28年度から取り組むこととして、振興局が立ち上がった時点で取り組むことを経まして、右下のところ、予算がないものは即時に対応していきたいと思っておりますし、予算が必要なものについては、地域振興局長がリーダーシップを発揮して、地域課題の解決に取り組めるよう、予算執行の裁量を高めていきたいと考えております。この点は、後ほどまた別の資料で詳しく説明をさせていただきたいと思います。

4ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、税務業務の独立・集約・広域化についての資料でございます。左側、これまでは、地方事務所の税務課が10所で事務を行っておりますが、専門的な知識や経験を有する職員が少数しか配置できない所もあり、効率的な事務処理が課題となっておりました。また、市町村支援の一環として、※印のついている県下4カ所で、県職員が市町村職員の身分を併せ持って、個人住民税の共同徴収を行うといった取組をしているという状況でございました。

右側の見直し後では、税務業務につきましては、専門性が高いことから県税事務所として独立をさせ、課税の業務を集約化することで効率的な事務処理に取り組みたいと思います。下のほうの図で黒い四角が2つございまして、課税機能を集約する事務所、こちらでは課税業務を行いますが、その下のその他の事務所では、課税業務をしないということを考えております。

また、県と市町村の共同徴収につきましては、これまで県下4所ということで実施しておりましたが、こちらは県下10所で市町村税の徴収支援を強化する、そういう体制にしていきたいと考えております。

なお、その他の事務所の下の四角い枠の中に、県民サービスの維持、利便性向上のための方策と書いてございますが、こちらにテレビ電話を導入することで、このその他の事務所へ訪れた県民の皆さんについて、課税業務に関しても、テレビ電話を通じて課税機能を集約する事務所の職員が対応するということを考えております。また、コンビニ収納の拡大やクレジット納税といったものについても拡大をしまして、県民の利便性の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

5ページへまいりまして、建築業務の建設事務所への移管でございます。これまでは、 建築課が地方事務所の課の一つということで置かれておりました。一方で建設部が本庁に は置かれておりますが、こちらは、土木に関する道路・河川等の建設を担当する仕事と建 築を担当する仕事、双方を行っております。

見直し後は、まちづくりや災害対応の課題に対して、建設・建築の両部門が一体として 対応するということで、建設事務所の中に道路・河川等の建設を担当する課と建築を担当 する課をあわせて設置する、そういった体制に移行していきたいと考えております。

6ページへまいりまして、こちらは、先ほど説明を後ほどと申し上げました、課題解決に取り組むための予算の仕組みでございます。左側、現状は、地方事務所長総合調整推進費が全体で500万円、1所50万円平均ということで、臨時的・緊急的に実施する事業、県が直接実施をする事業への対応をする一方、補助事業としまして、地域発元気づくり支援金、8億5,000万円を補助として事業を実施してまいりました。この状況に関しましては、地方事務所が直接執行できる予算が不足し、また機動性に欠けている、あるいは額が1所当たり50万円平均ということで、地域の主体性を発揮しにくい面があるといった課題がございました。

右側でございますけれども、地域振興局が執行する予算を充実させていきたいというふうに考えております。局長がリーダーシップを発揮して、地域振興局の裁量で執行する一体的な予算の仕組みとしていきたい。この一体的と申しますのは、県が直接執行する事業と、市町村あるいは団体などへの補助事業とを、地域振興局の裁量で一体的にやっていく仕組みを構築していきたいと考えておりまして、そのために総合調整推進費を、額的にも、あるいは仕組みとしても拡充をし、機動性の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

また、こうしたものでは賄いきれないものについては、下のほうに2番として、地域振興局の要望を反映した部局予算の編成ということで、大規模なハードあるいは中長期的な事業などにつきましては、地域振興局がリーダーシップを発揮し、事業構築をしたものを予算化していく仕組みとしていきたいと考えております。

7ページでございます。こちらは、棚田を一つの例といたしまして、棚田を活用した地域振興に取り組む例ということで、イメージを見ていただければというふうに思います。 どこか特定の棚田をということではなくて、こうしたことが考えられるということでつくらせていただいた資料でございます。

これまで棚田を使って、その棚田米をブランド化したいとか、棚田保全のために人手がほしいといったいろいろなニーズから、その地域で棚田を守る会、何とか協議会といったものが、NPOであったり、あるいは市町村を中心に取り組むといったことが各地域で行われてきております。県として、そういう取組をどう支援、対応していくのかといったときに、産業振興の面、あるいは観光の面、教育・文化の面、いろいろな側面があるわけでございます。県の事務所、それぞれ、地方事務所であったり、あるいは教育事務所であったりということで、この側面ごとにさまざまな事務所が関係をしてくる。その中で、一方では支援をする働きがあり、あるいは一方では規制をする働きがありというようなことで、それぞれが取り組んできているわけでございます。

見直し後には、地域振興局が中心となりまして、この課題については、横断的な課題と 位置づけて、個々の取組を一体的に行う仕組みにしていきたい。そのために、先ほど申し 上げました、取組についての予算を獲得する仕組みなどを使っていきながら、地域振興局 長の裁量を拡大し一体的に支援していく、そんな形にしていきたいと思っているところで ございます。

資料の説明のほうは以上でございます。後ほど答申案についてもご議論をいただくわけでございますけれども、今まで説明させていただいた内容を、答申案の中では文章の形にして答申案とさせていただいているところでございますので、この資料につきまして、よろしくご審議いただければと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました資料1につきまして、ご質問、ご 意見等ございましたらお願いいたします。はい、お願いします。

(中山委員)

資料2ページの見直し後の部分、企画振興課の、いわゆる組織の責任と権限という部分 でお聞きをしたいと思います。今までの流れですと、この企画振興課は、スピード感を持 って地域の諸課題を解決していく、横断的な課題を解決していくということを、最大の県 民にとってのメリットとして企画されたものだと思っております。そういう意味で、その 権限というものはかなり大きく、「ヒト・モノ・カネ」の部分、もっと言いますと、知事の 直結といいますか、そんなところまで権限を持ちながら、やっていくというような方向性 があったように思います。もう一度その責任と権限というようなところで、その機能性も 含めて、企画振興課の、組織としての重要であるという意味を1点教えていただきたいと 思います。逆に言うと、これはかなりトップダウンになるような気がするものですから、 ボトムアップ的な部分をどう担保していくのかという部分を1点お聞きしたいと思います。 それからもう1点は、建築課の関係で5ページでございます。これは希望でございまし て、そもそも地方事務所の中に建築課があったというのは、それなりの理由があったとい うふうに思っております。それは、建築課が地方事務所内での各課と連携をしてやってい く必要がある、そもそも地方事務所の中にあって、課題に対して機動的に連携ができると いうことが必要性としてあったと思います。それが今回は建設事務所の中に入っていくと いうことでございますので、今まであったその機能をしっかりと運用の中で担保できるよ うな、そんな機能もぜひ持ったままで、持ったままといいますか、そういう機会も増やし ていただけるような、そんなことも考慮をいただきながらやっていただきたいと思ってご ざいます。以上、2点ほどお願いしたいと思います。

(樋口会長)

よろしくお願いいたします。

(井出行政改革課長)

まず2ページ目の、新しくできます企画振興課の役割・機能についてということかと思います。先ほど予算の関係で、地域振興局において予算を獲得する仕組みを現状より充実させて、地域に合った予算を獲得できるようにしていくというご説明をさせていただきました。この点がカネの確保ということになろうかと思います。ヒトの関係では、当然、企画振興課を新設いたしますので、このスタッフの増員を図ります。さらに地域振興局の中でさまざまな課題に取り組むということになりますと、その翌年以降、取り組む課題に応じて、人員を特定の課題に応じた分野に配置していくということも必要になってくることが想定されます。これに関しましても、地域振興局長の考えによりまして、人員を再配置していくような、そういう権限を与えることを検討しているところでございます。そういったことによって、課題に取り組む機能をアップさせていきたいというふうに思っているところでございます。

それからボトムアップということもございました。この点については、3ページのほうの左側にありますように、それぞれの課題に関係する現地機関の長、あるいはそれぞれの現地機関の連携を担当する職員を企画振興課に兼務等させる仕組みをとっておりまして、その知恵を結集することによって、そのボトムアップで課題に取り組んでいくということを考えております。

あと建築の関係で5ページの関係でございます。現在は地方事務所の中の課ということで、地方事務所内のほかの、環境であるとか、あるいは農業・林業といった分野の課との連携を図ってきているわけでございます。建設事務所へ移管された後においても、引き続き、そういった地域振興局内の課との連携が非常に大事でございます。このため建設事務所の中でも、地域振興局が置かれる10の所に建築の課を置くということで、管轄区域、数を一致させること、あるいは同じ庁舎の中で地域振興局との連携を引き続き図れるような配置とすることなどによりまして、引き続いて地域振興局の中の各課との連携に支障を来さないような対応をしていきたいということで、答申の中でも、建設事務所に移管しても10所の体制を維持するということを書かせていただいているところでございます。

(桶口会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

(羽田委員)

6ページの予算について、地方事務所総合調整推進費、現行500万円というのは、原則1地方事務所当たり50万円ということですか。

(井出行政改革課長)

そういうことです。

(羽田委員)

これはちょっと少ないような気がします。それから地域発元気づくり支援金、これは、 私ども地方自治体も、あるいはいろいろな団体が、今、活用させていただいております。 今度、県と市町村との協議の場で、この元気づくり支援金のことを議論するようなことに なっていますよね。そこら辺のところはどうなるのか。

(井出行政改革課長)

まさに、今、元気づくり支援金のあり方については、今年、見直しの年ということで、 市町村の皆さんと協議の場を設置させていただいて、課題の認識共有を図っている、そう いう段階でございます。その中で市町村の皆さんのご意見もよくお聞きしながら、この地 域振興局がやっていく予算との関係も、こういったことでつながりが出てまいりますので、 よくお聞きしながら仕組みを構築していきたいと考えております。

(小林総務部長)

若干、お話しさせていただくと、まだこれから検討ということでございますので、羽田委員さん初め、三木委員さんもいらっしゃいますが、市町村の皆様とはよく、その辺のところは考えをお伺いしながらと思っています。今まで元気づくり支援金というのは、県が支援するものでございまして、県が直接執行するというところがなかったわけであります。今回、この総合調整推進費を拡充することによって、県の事業の部分が、現地で現地の判断で使える、その部分の予算をしっかり確保できるということになりますので、元気づくり支援金の、例えば市町村ですとか関係団体が行う事業と、一体となって県事業もやることによって、相乗効果で大きな効果を、地域として地域の判断で生み出せるというような事業が、今後可能になるという方向性を模索していきたいなと考えているところでございます。

それともう1点、先ほど中山委員さんのお話の中で、まちづくりというのは、確かに建築サイドの話、非常に大きな話であろうと思います。今回、建設事務所ですが、先ほど行政改革課長からご説明した3ページの左下の連携のところに、建設事務所の建築担当も入ってもらうことを考えております。そうするとこの右のほうに、この円の右のほうに書いてあります、今の地方事務所の農政課、商工観光課とともに、一緒に、今までと同様に連携した体制とし、建設事務所と今の地方事務所の各課がより連携して取り組む体制を構築することによって、今やっているようなこと以上の連携ができるような方向で、地域で取り組んでいきたいと思っているところでございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(山田委員)

3ページの事前準備の中で、地域課題の把握・整理で、意識改革という、「静」から「動」への姿勢ということで、市町村や地域住民、企業・NPO等からの声、要望等を聞いて、「静」から「動」への意識改革をしていくというふうに、そういう理解をしております。まさにここの意識改革というのは、非常に大きなポイントだと思いますが、具体的にどういうことをされていこうとしているのか。

実は私の団体では、県からの委託事業を何年か前から受託してやらせていただいております。県の職員の方と、私ども現場を持つ団体の意見のぶつかり合いというか、そういうことが非常に何年か続いており、その調整をするのに大変時間がかかるということが起きており、悩んでいるところです。そういうことで、今、世の中、非常に進行といいますか、変化が激しい中で、民間の声を聞き、民間の住民のニーズを把握するということは、どこの部署においても非常に重要になってまいります。

以前、企業とか、それから私どものNPOの団体へ、職員が半年とか1年、派遣されまして、協力していただくなり、研修をしていただく中で、大分、NPOが立ち上がったときに、一つの非常に飛躍材料になりました。そういうこともこの準備段階で考えられないのかどうか、その辺、ちょっとお考えをお聞きしたい。具体的にどのようなことをお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

(樋口会長)

はい、よろしくお願いします。

(井出行政改革課長)

委員ご指摘のように、世の中の変化の早い時期でございます。県の職員がこれまでどおりの仕事の仕方をしているということでは、対応できないという部分も多いと思います。 そういったことについて、決められていることだから、あるいは前例がこうなっているからということで、こういう対応をしていますという話を民間の方にするケースがいろいろあるんだろうなと思います。

今、県の中で、ルールの棚卸しというような取組を今年度しておりまして、法律や条例で決まっているルールはもちろんでありますけれども、そうではなくて慣例としてやっていること、あるいは、昔、本庁から通知が来て、こういうふうにやりなさいということになっているからそのとおりやっていること、そういったことが、今の現状、世の中の現状、実態に合っているんだろうか、どうだろうかということを、実際にこう一から考え直してみようということをやらせていただいております。その中では、もちろん職員同士が検討するということもありますし、周囲の皆様方のご意見をお聞きするということもあります。そういったことで、世の中の流れに遅れないようにということを常に考えながらやっていきたいと考えております。

ここでは、「静」から「動」へということで、各地域の新たな課題やニーズを積極的に把握するということを、来年度、地域振興局が発足するのに向けて、まさに取り組んでいきたいということで、記載をさせていただいたものでございます。

あと、民間団体への派遣研修というようなお話でございましたので、長期のものについては、現在、あまりやっていないかと思います。数日間というようなものはかなりの規模でやっております。また、ある程度長期の研修についても検討させていただきたいと思います。

(山田委員)

ありがとうございました。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、時間の都合もございますので、この件につきましてはこの程度とさせていただきます。

- (2) これまでの行政機構審議会における議論の整理
- (3)「現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について」答申案

(樋口会長)

次に、議題の(2)ですが、これまでの行政機構審議会における議論の整理、それから 議題の(3)現地機関の組織体制を中心とした県の行政機構のあり方について、この2つ につきまして、一括して事務局から説明をお願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは資料2の8ページでございます。こちらは、前回も同じスタイルの資料を出させていただいております。下線をつけている部分が、前回、第6回の議論の要旨を追加させていただいたものでございます。9ページの3番の一番下のところ、あるいは11ページの7番の関係で、11ページから12ページにかけて記載の追加をしております。また、試験研究機関の関係では、13ページから14ページにかけて追加をさせていただき、あと15ページのところで、市町村派遣の話などを追加で記載させていただいて、これまでの整理とさせていただいております。

資料3が、本日、ご議論いただきたいと思っております答申案でございます。まず16、17の2ページにわたりまして、骨子ということで、目次のようなもの、一覧で見られるような形でごらんいただきたいと思っております。全体は5つの章立てになっておりまして、現地機関見直しの背景、それから基本的考え方、これは、第1回の審議会の際に県のほうからお示しさせていただいたものを記述しているところでございます。

3の現地機関の見直しのところがメインでございまして、先ほど資料1で説明をさせていただきました内容を文字の形で記載をさせていただいております。そして4番目が県と市町村の役割分担の再検証に取り組んでいくということ。そして5番、これまでの審議の中でさまざまにいただきましたご意見、組織改正をするに当たって留意すべき点等について、まとめて記載をさせていただきました。

文章につきましては18ページ以降でございますが、あらかじめ配付させていただきました後、委員の皆さんから修正をしてほしいというご意見を何点かいただいておりまして、本日、机の上に配付をさせていただいて、右上に修正案と書いてあるものがあるかと思います。どの部分が修正されたかというのが網かけになっておりまして、19ページのところで、課題を発見し解決するという必要があるという点。それから20ページのところで、建築業務の移管に関して、まちづくりや災害対応の課題に対して、一体になるために必要だという記載をさせていただいた部分。それから21ページにまいりまして、試験研究機関の広報の充実の一環として、全国的な表彰制度への応募も有効ではないかというお話。それから21ページの下のところで、住民が取り組めることはまず住民、そこから地方自治がスタートするという趣旨の記載を追加させていただいているところでございます。個々の文章につきましては、説明は省略させていただきたいと思います。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました答申案について、ご質問、ご意見 等ございましたらお願いいたします。

(山浦委員)

事前に申し上げたほうがよかったのかもしれませんですけど、急に言って申しわけないです。19ページの地域振興局の設置についてなんですが、地域振興局の設置については、今回の一番の目玉というふうに私は認識しております。しかし、地域振興局というものの定義は何もないんじゃないかというふうに思うんですね。地方事務所から地域振興局に名前を変えるという必然といったら、中身がこう多少横断的にやるとか何とかいっても、別に名前を変える必要はないわけですよね。名前は変えないで地方事務所のままでもできると私は思うんです。

ついては、いろいろとこういうことをやらなきゃいけない、業務横断的にやらなきゃいけない、地域密着もしなきゃいけない、いろいろなニーズも考えなきゃいけない、要するに地方事務所が生まれ変わるんですよ、ついては名前を変えるんですよ、という論法にここは持っていくべきではないかと思うんです。地域振興局ができれば、必然的にこういうものはできるみたいな書き方を多少しているんで、私はそうではないというふうに思っているんですが。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、事務局のほうでは。

(小林総務部長)

今、ご指摘のとおり、大きな方向性としては、委員、おっしゃられるとおりだというふうに思っております。そういう意味合いを込めて、ここの設置という中で、地方事務所のこれまでの、2段落目ですね、そうしたものを記載させていただいた上で、3段落目に、これからの地域振興局の方向性というものを記載させていただいております。委員ご指摘の趣旨は、私どもとしても共感するところでありますので、できれば具体的に、こういう部分をここに、例えば足りないとかいうところがあれば、お話しいただければと思いますが。

(中山委員)

関連でもよろしいですかね。私も山浦委員がおっしゃる、この変えることについてはいいんですけど、変えることによって県民が、そうだねと、変えてよかったと思えることが大事だと思います。例えば、今、我々が一番懸念しているのは、ここにも書いてございますとおり、人口減少や、長野県で学んだ学生さんたちが県外へ出ていってしまう、いわゆる地方創生の話でございまして、「まち・ひと・しごと」の関係でございます。郷学郷就、あるいはここにもしあわせ信州創造プランがあります。私は、地方事務所ではなくて、新たな地域振興局がそういった基点になるような、そういう形で変わっていくんだということを、大きくアピールできる機会だと思います。

逆に言うと、棚田の例はいいんですけれども、今申し上げた人口減少に対して、どのように地域振興局が、この企画振興課が対応されるのか。10の、それぞれ部分で、地域によっていろいろな地域がございますので、抱える課題が全く違うんだろうと思います。そういったことに対して、個別に対応していける、スピーディーに対応していける。そんなことをアピールするような大変いい機会ではないのかと思いますし、そういったことをぜひご配慮いただければありがたいと思います。

(桶口会長)

はい、ありがとうございます。部長、お願いいたします。

(小林総務部長)

やはりこの3の(1)のアの3段落目の「そこで」のところが、まさに肝になるべきところだなというふうに思っております。今、お話しいただいた、私どもは信州創生と申し上げて、今回、当初予算でも事業を盛り込ませていただきましたが、そうしたやはり信州

創生に向けた取組などを想定しながら、そうしたことを地域でできるように、地域を基点にしてできるようにしていかなければなりません。

三木委員から、1段落目にも、課題の解決じゃなくて、まず発見だろうというご指摘もいただきました。そうした課題を発見して、事業を構築して、それで解決に向けて一体となって、これはもちろん、県のみならず、関係する市町村ですとか団体、関係する皆さんと一体となってこれに取り組む。そうしたものの中核として地域振興局がやっていくんだというようなところをもう少し明確に記載をさせていただき、この目玉であるべき地域振興局の定義というか役割というのを明確化させていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

(山浦委員)

私、ちょっと文章を考えてないから大変申しわけないんですが、ここのアのところが、いきなり地域振興局の設置と出てきちゃうのが唐突なんですよね。だからこんなのはとってしまって、地域振興、ニーズを把握しスピード感を持ってやっていきますよと。ついては、長年親しまれた地方事務所も、非常に親しまれてなかなか変えるのもあれですが、この際、もう意識も変えて、生まれ変わってやっていくために名前を変えるんですよ、こういうふうに書いたほうがいいんじゃないかと思います。

(小林総務部長)

わかりました。今の趣旨を踏まえながら、先ほど私の申し上げたところもちょっと加え させていただいて、ここの部分については、修文させていただければと思います。それで 委員の皆様、よろしければ、そんな方向にしたいと。

(樋口会長)

そうですね、今、山浦委員おっしゃった内容、中山委員がご指摘の内容を踏まえて、先 ほど部長からもちょっと具体的なお話がありましたけれども、文案を整理をしてというこ とにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。そのほかのご意見いかがです か。

(織委員)

織です。最近、大北森林組合の不正受給問題に関連して、県に批判的なマスコミの報道が相次いでいます。県の組織が、実は不正が起きやすくて見逃されやすい仕組みだったということに、失望した県民も多かったと思います。今回、この行政機構の見直しに当たって、県がこれからやろうとするプラスの明るい課題もいいんですが、少しマイナス、負の課題についての問題意識も盛り込んでいただけたらと思います。具体的には、今回、この現地機関の見直しに合わせて議論された事項のところに、今後の不正防止、また不正が起

きたとしても発見しやすい組織づくりについて、盛り込んでいただきたいと思います。

それから県の業務の効率化のところで、仕事の「見える化」、どの職員がどの程度の物理量の仕事をやっているのか、また進行状態がどうなっているのか、把握しやすくするために、ぜひデジタル化を進めていただきたいと思います。デジタル化、OA化がなければ、責任を負う権限者が、日々増えてくる業務に対応しきれないと思います。以上です。

(桶口会長)

ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょうか。

(井出行政改革課長)

恐れ入ります、後段のデジタル化の関係は、見直しに合わせて議論された事項の中で言及するという趣旨ですかね。それとも、どこか別の場所で。

(織委員)

業務の効率的な遂行、この辺でも少し、業務を効率化して仕事を「見える化」することによって、今回のような不正問題とかトラブルがあった場合に、より機能的に対応できるというふうに思います。

(井出行政改革課長)

わかりました。そうしましたら、前段の不正防止の観点と合わせて、そういった記載を 23ページの(4)の中に追加をさせていただくということでよろしいでしょうかね。

(織委員)

結構です。

(井出行政改革課長)

ありがとうございました。

(桶口会長)

それではよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(三木委員)

資料2の9ページの3番の下のほうに、「市町村間の連携だけでは対応できない広域圏や 県域を越えた連携について、県や地域振興局においてどうやって解決していくのか明らか にしてほしい」と書かれており、ここは前回の審議会で私が発言した内容です。それを答 申の中に入れてもらえばありがたいと思います。これからはますます広域間連携だとか、 また県域を越えた連携が必要になりますので、答申に入っているかどうかというのは、重要になりますので、検討をお願いしたいと思います。

(井出行政改革課長)

20ページの(2)地域振興局の機能強化というところに、追加するような形でもよろしいでしょうか。

(三木委員)

結構です。例えば2つの広域に関係してくる場合に、これ、答申書に書かなくても結構なんですが、そのどちらかでやるかというのをルールで決めておいてもらいたいと思います。

もう一つは、課題が何であるかというのを、地域振興局だけで把握するのが実際は大変難しいんですね。ですから、例えば産業界とか、労働界とか、市町村の意見を、地域振興局でたびたび聞く機会を設けてもらって、別にそれはトップでなくてもいいんですけれども、聞く機会を設けていただいて、それを生かしていただくということが大切かなと思います。どうしても行政の場合には、1年ごとの仕事ということになりますと、そうするとスピード感がなくなってしまいますので、その辺、お願いしたいと思います。

(樋口会長)

よろしいでしょうか、どうぞよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。

(三木委員)

もう一ついいですか。

(樋口会長)

お願いします。

(三木委員)

この答申の案等については、ぜひできれば、市長会がありますので、そのときに説明をしていただきたいと思いますし、また、前回、腰原委員さんがおっしゃいましたように、地域振興局に職員を派遣する場合に、それなりの職員を派遣するということも大事なことでありますので、その辺を踏まえて市長会で説明していただければ大変ありがたいと思います。以上です。

(井出行政改革課長)

市長会の関係は、市長会事務局と、現在、日程等、調整中でございますので、対応させ

ていただきたいと思っております。あと、職員の派遣に関しましても、あわせてその際、 ご依頼をさせていただきたいと思っております。

(三木委員)

ありがとうございました。よろしくお願いします。

(桶口会長)

総務部長、お願いします。

(小林総務部長)

今のことに加えてですが、羽田委員さんもいらっしゃいますので、ぜひ市長会とともに 町村会の皆さんとも十分お話をさせていただきたいと思いますし、やはりこれを、我々、 実行するという上では、もちろん関係団体の皆様、今日も代表の委員の皆様いらっしゃい ますが、そうした皆様とも、機会を捉えて、できる限りお話はさせていただくという中で、 よりいいものにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(樋口会長)

ありがとうございました。では腰原委員、お願いいたします。

(腰原委員)

以前にも申し上げましたが、今回、地域振興局ということで、広域の全体の諸課題について取り組むということであり、それはそれで結構なことだと思います。ただ、今日は、市長会の代表の方、町村会の代表の方もお見えになりますけれども、10の広域の中に、それぞれ広域連合事務所というものがあるわけです。この10の広域連合事務所というのは、現在何をやっているかと言いますと、当然、広域的ないろいろな諸課題について取組をやっています。例えば、介護保険の事務局など、いくつかの業務に専念をされているということではないかなと思います。

今後、地域振興局ということになれば、広域的な問題に取り組む場合、広域連合とこの 事務所の位置づけといいますか、役割分担について、非常に気になるところなんですね。 そこを抜きにして、直接、地域振興局の担当の方が首長さん経由でお話をしていくのか、 その場合の広域連合の事務というもののあり方ですね。特に連携の中に入れるのかどうか、 当然、入れると思いますけれども、その辺の位置づけも、一応、しっかりとしておいたほうがいいんじゃないかなと考えております。

実際、市長会あるいは町村会、連合の議会もございますけれども、連合の事務局というものに対する見方といいますか、現在、どんなように捉えているか、私はわかりませんが、いずれにしても今回のこの看板の大きなかけかえに際しては、広域の諸課題に取り組むと

いうのが一番の主題になっておりますので、この辺のところをどう連携をしていくかということをはっきりしておいたほうがいいんではないかなと、このことだけ申し上げておきたいなと思います。

(樋口会長)

はい、いかがでしょうか。

(井出行政改革課長)

その点は、非常に大きな問題だと思っておりまして、22ページの上から5行目あたりにも、若干でございますが、市町村や広域連合との検討を深めていく必要性を記載させていただいたところでございます。この審議会でも、第2回だったかと思いますが、広域連合の現状について、ご報告をさせていただく中では、広域連合ごとに取り組んでいる業務の内容にはかなり差異がございまして、県内10の広域連合がみんな同じ仕事をしているというわけではなくて、ある仕事については、こちらはやっているけれども、あちらはやっていないというような差異がかなりあって、県と市町村と広域連合との役割分担の現状もかなり違っているという状況の中で、新しくできる地域振興局が、それぞれの地域の特性に応じた連携の仕方をしていく、そんな必要性を感じているところでございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。

(三木委員)

今のに関連しまして、腰原委員がおっしゃったこと、すごく大事だと思います。できれば広域連合の理事会等もありますので、そこに来ていただいて、率直な意見交換をさせてもらえば、非常にありがたいと思いますので、またご検討ください。

(小林総務部長)

今の腰原委員、それから三木委員のご指摘のとおりだなというふうに、私ども、思っております。行政改革課長からご説明申し上げましたとおり、その辺は各地域によってそれぞれ異なっているのは現状だろうというふうに思いますし、この新しい地域振興局と広域連合の、我々とすればより密接に連携して取り組んでいくというところを志向していかなくてはいけないと思っております。確かに答申の今の案のところは、そこの部分が若干弱いように見受けられますので、その辺のところも検討はさせていただきたいと思います。方向性としては、ご指摘のとおり、よりそれぞれの地域の特性に合った、あるいは今の体制に合ったということはありますけれども、連携が強まり進むような、そういう方向での取組ということでやらせていただきたいと思います。また、それぞれ広域連合等でお話し

する機会をぜひ私どももいただいて、お話を進めさせていただきたいと思います。以上で ございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。中山委員、お願いします。

(中山委員)

今回の大きな目的であります県民の利便性の向上ということに対して、先ほど山浦委員もおっしゃっていましたが、地域振興局が新たに生まれたということでございますので、県民が、これが使いやすくなった、よくなったというふうに思っていただけるか。要は何を言っているかというと、そういうことを途中でチェックをしていただく、あるいは確認をしていただく。あっ、よくなったねということを、どうかチェックできるような、考え方を述べることができるような、そんなニーズを捉えるというんでしょうか、そういう機会をおつくりをいただければありがたいと思います。県民の声を聞く場、それから現場の職員の声を聞く場、そしてこの地域振興局自体が実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

これは逆の意味もございまして、県民が、県行政に対しての意識が、いろいろな調査でもかなり薄いというのもございますので、それを高めていくという視点もございますので、そういったことも盛り込んでいただければありがたいと思いますけれども、ぜひご配慮いただきながらお願いしたいと思います。

(小林総務部長)

ご指摘のとおり、より県民、地域のことは地域でというお話は、それはやはりそれぞれの地域の県民の皆さんと、より近い場に立つ必要があるんだろうと思います。あるいは県民の皆さんに、この今回の組織改正も含めて、そうしたことをより知っていただいて、より参画していっていただくということが我々としては必要だと思いますので、その辺のところは考慮に入れて進めてまいりたいと思います。

(桶口会長)

ほかにいかがでしょうか。

(清水委員)

今のお話を聞いていまして、この22ページの(2)のところの、「しごと改革」に従来にも増して取り組むとかって、こういう書き方になっていますが、今、それぞれの委員さんがおっしゃったように、広域連合のところでとか、町村会での意見のときに、仕事のこの改革のより具体的な内容みたいなのを少し入れてもらうと、県民としてはわかりやすくな

っていくと思います。先ほど織委員がおっしゃったように、OA化のこともそうですけれども、既存の制度や仕事の仕方などを改める「しごと改革」って、もうちょっと具体化してもらってもいいのかなと思いました。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。

(小林総務部長)

わかりました。ここのところ、少し具体も入れてわかりやすいということで、表現は具体的には検討させていただきますが、そんな方向で考えたいと思います。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。

(才川委員)

先ほどおっしゃいましたけれども、県民の参加という意味の部分で、前回、1回、パブリックコメントを、見直しの方向性(案)に対して実施していただいたかと思います。前回のお話の中で、この8月4日の審議会を受けて、もう一度パブリックコメントを実施するというお話だったかと思います。この答申案を実際に提案して、そこからまたご意見をいただいたとしても、それはもう反映される場面は、もう今後は、この答申案に関してはないということですか。

(井出行政改革課長)

その点でございますが、説明が不足しておりまして申しわけございません。今回、これで答申をお決めいただければ、県の側で、この答申を受けて、具体的にどこの事務所でどういう課を設置してということ、あるいは名称等を含めて、具体的な実施案という形にさせていただいて、それに対するパブリックコメントを9月ごろに募集するという手順を、今、考えております。それを受けて、条例改正が必要になってまいります。地域振興局を設置するという条例が必要になってまいりますので、11月の議会で条例を審議していただくという日程を考えております。その前に、その条例を提出する前に、そのパブリックコメントの結果を受けて、必要があれば県の実施案を修正した上で実施に当たるという手順を考えております。この答申案に対するパブリックコメントというのは、当初、予定していたんですが、審議会の答申案に対するパブリックコメントということではなくて、県の実施案に対するパブリックコメントをとるという手順にしていきたいというふうに、今、予定をしております。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

(三木委員)

今、お聞きしていて思ったんですけど、22ページの「しごと改革」なんですけれども、 私も市長になって思うんですが、県に対する提言だとか、いろいろなのがあります。職員 自身も持っているんですけれども、なかなか言う機会がないんですよね。ですから、年に 一度か二度でいいんですけれども、市町村なり、企業の皆さんなりが、ふだんの考えてい ることを提案できるような機会を設けてもらえばありがたいと思います。

それからもう一つは、業界の皆さんもなかなか県に対して物を言うことが遠慮しちゃうんですね。私、市長になってつくづく思ったんですが、もっと市に言ってもらいたいって言ったんですけど、こんなこと言っていいんですかというようなことで、行政に対して遠慮があるものですから、そういうことも踏まえて、意見を募集する機会を設けてもらえば、「しごと改革」につながると思います。

それからもう一つは、県職員自身も仕事を改善したいと思っているんですけれども、前例だとか、そういうのがありますと、どうしても前にやった仕事を変えるということは、今までの先輩の皆さんにも申しわけないという気持ちもあります。県民の声なりと言えば変えづらい面がありますので、そういうことを検討してもらえばと。さっき織委員さんおっしゃった不正の防止も、結局、そういうことを思っていても口に出せない雰囲気なり、制度がないということが、そういうことにつながっていくと思いますので、物を言いやすい雰囲気というか、そういう制度を設けてもらえばありがたいと。それは何か批判をするというだけじゃなくて、提言とかそういうのも含めて考えてもらえばありがたいと思います。

(井出行政改革課長)

今回のこの審議会の審議に当たりましても、市町村アンケートということでとらせていただきまして、第3回ですか、紹介をさせていただきました。県にとっては大変厳しい、耳の痛い内容も含まれているものを率直に言っていただきました。こういう機会は、大変、それぞれの分野で大事だというふうに思いますので、機会を捉えてやっていくよう検討したいと思います。

また、職員についても、不正防止の観点でも、実はグリーンホイッスルというような名称で制度はあるんですが、今まで利用実績がないというような実態でもありますので、その利用しやすい仕組みに変えていくということを、今、検討させていただいております。そういう不正防止というだけでなくて、建設的な提案の仕組みなどもまた別途整えておりますので、そういった取組は常にしていきたいと思っております。

(三木委員)

できればここに書き込んでもらえば違うんですよね。書き込まないと、結局、忘れられ ちゃうんですね。それからグリーンホイッスル制度も、あれはなぜまずいかというと、批 判するというのは、内部告発的なものがあるから、どうしてもしにくいんですよね。そう ではなくて、前向きな提言の一環として、こういうのはおかしいというと言いやすいんで すよね。誰かをこう告発するというのはなかなかやりづらいと思います。そういう制度で 運用してもらったほうが効果は上がると思います。

(小林総務部長)

三木委員からのご指摘のとおりだと私どもも思っております。例えばメールのような形で県民の皆さんから、随時、県政に対してご意見をお伺いしたり、今、行政改革課長から申し上げたように、今回の関係でもご意見をお伺いしたり、あるいは事務事業の見直しですとか、事業点検ですとか、そうした中でも、県民の皆さんのご意見をお伺いする機会というのは、私どもとしても、なるべく持っていかなきゃいけないという意識はあります。しかし、ご指摘のとおり、幅広くですね、どうしても特定の方のものが多くなってしまうことも確かでございまして、そういうものを県民幅広く、皆さんからそうしたもののお考えを聞く、あるいはお話しいただいたように、ちょっと遠慮なさっているような方からもお話をうまく聞くというような、さらなる努力が私どもも必要だろうというふうに思っています。

表現については、考えさせていただきたいと思いますが、方向性とすれば、三木委員ご指摘のとおりだと思います。また、三木委員、羽田委員がいらっしゃって、同じ行政という面でいうと、やはりそういう意見をどういうふうにこう吸い上げていくかというのは課題であろうと。その中でも特に市町村より県のほうがより住民から少し遠くなってしまう部分もございますので、より努力が必要だろうと思っています。また、皆さんからも、やり方ですね、進め方等も、ご提案ありましたらいただきながら、より開かれた県政に向けて取り組んでまいりたいと思います。表現については、考えさせてください。よろしくお願いします。

(樋口会長)

ほかの方、いかがでしょうか。

(羽田委員)

地方事務所、今度、地域振興局は、一般の県民の皆さんがそこへ行くということはあまりないと思うんですね。一番関連があるのはやはり市町村。市町村の事務なり、市町村の関係が地方事務所、今度、地域振興局との関係は一番深いと思うんですね。ですから、いるいろな問題点、県民の皆さんがいろいろな問題点を考えたり、提言したりするというこ

とは、これまた別物だと思います。ただ、地域振興局でそういうこともしっかりしていく ということになれば、それなりのちゃんとした組織替えというか、そういうことをする必 要があるのかなと思います。

(小林総務部長)

今、羽田委員のご指摘のとおりだと思います。基本的に、通常、市町村の皆さんと一緒にやるという部分が一番大きいかなというふうに思います。ただ、これからの流れとしては、地域で取り組むということに関して言うと、取り組んでいる団体ですとか関係者の皆さんと一緒に、市町村の皆さんとの連携のもとでということになると思います。そういう意味で言うと、より親しみやすい部分にしなきゃいけないし、あるいは、いわゆるまたがるような話でどこに相談したらいいかなというところも、今回、企画振興課を設けていることもございますので、それが狭間に落ちることなく、しっかり拾えるような体制をやはり地域振興局として取っていくし、あるいはそういう理解を県民の皆さんにしていただくということが大事だろうと思いますので、そうした取組にしてまいりたいと思います。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか、何かご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それではご意見も出尽したようでございますので、答申案につきましての議論はこの程度 とさせていただきます。本日、委員の皆様方から頂戴いたしました意見につきましては、 会長の私が事務局と調整させていただきまして、最終案として取りまとめた上で、知事に 答申させていただくということでご了解をお願いいたしたいと思います。なお、知事への 答申ですが、9月5日を予定していると聞いております。

3 その他

(樋口会長)

最後になりますけれども、委員の皆様方には、昨年の6月から7回にわたりまして、ご 多用中にもかかわらず審議に参加をいただきますとともに、貴重なご意見、ご指摘を頂戴 しました。まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、答申案として案 をまとめることができました。

今回の答申でございますが、どちらかと言えば、従来の行政機構の再編というところに 焦点を当てた答申とは異なり、現地機関の機能とか連携のあり方ということに焦点を当て たものとなりました。そうした意味で、県におかれましても、委員の皆様、今日も大分議 論が出ましたが、地域振興局を設置するということで今回の見直しが終わるというのでは なくて、まさにここからが真のスタートになるということで、しっかりとそういったこと を念頭に置いて対応をお願いしたいと考えております。 入れ物をつくっても、それをどう使うかと、どう活かしていくかということがないと、 なかなか実際の実効ある取組につながっていかないわけでございますので、ぜひよろしく お願いいたします。

また、今回、地域振興局が新たに与えられました権限とか機能、これを十二分に活かして、課題解決型の組織としての役割を果たして、地域振興を進めていただくことを期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、これまでの委員の皆様のご支援、ご協力に改めて感謝申し上 げまして、本審議会会長としてのあいさつとさせていただきたいと思います。まことにあ りがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。それでは、ここで小林総務部長からごあいさつ申し上 げます。

(小林総務部長)

今、会長からもお話をいただきましたように、昨年6月以来、7回にわたり、本当にそれぞれ組織を代表する、あるいは第一線でご活躍するお忙しい皆様に、熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。今、会長からお話しをいただいたように、本日もさまざまなご意見、お考えを賜ったところでございます。こうしたものを十分活かして、会長とともに答申案をまとめさせていただきまして、知事への答申ということで進めさせていただきたいと思っております。

また、その答申に基づきまして、私どものほうで実施案を作成をいたしまして、行政改革課長からご説明を申し上げましたとおり、改めてパブリックコメント等も実施する予定でございますが、ぜひその実施案を含めて、委員の皆様にはごらんをいただきまして、さらなるご意見、お考えがございましたら、お寄せいただきたいなと思っております。またその先、今、会長からお話しいただいたように、入れ物をつくっても、これをどう使って、どう活かしていくかというのは、大きな課題であります。

特に、今回、地域の課題ですとか、地域で発見、解決する、そうした体制にしていくんだということは、これ、多分、何十年来、私どもも話としてはさせていただきながら、まだ十分できてこなかったなというふうに思っていることでございますので、ぜひ、それぞれの団体、あるいは第一線でご活躍の委員の皆さんに、今後とも、ご指導、ご鞭撻をいただきながら、この組織がよりよい方向に、これは中身の人材育成なども含めてよりよい方向に、あるいは、ひいては県政全体が開かれた県政でよりいい方向に向うように、お願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

それでは以上をもちまして、第7回の行政機構審議会を閉会とさせていただきます。 委員の皆様、本当にありがとうございました。